

令和9年度 玉城町保育所入所のご案内



【お問合せ先】 玉城町保健福祉課
〒519-0495
三重県度会郡玉城町田丸114-2
TEL 0596-58-8203

● 保育所とは

保育所とは、保護者が働いている場合や病気などの何らかの理由で、家庭での保育が十分にできない場合に生後 6 ヶ月～就学前までの乳幼児をお預かりし、保育する児童福祉施設です。

よって、「集団生活を経験させたい」、「幼児教育の場として利用したい」、「下の子に手がかかる」、「遊ぶ場所がない」等の理由では利用できません。

● 町立保育所を利用できる方

町立保育所を利用できる方は、町内居住者で保護者が次の事由のいずれかに該当するため、家庭で保育できないと認められる児童です。

	保育が必要な事由	保育必要量の区分
高 ↑ 保育の 必要性 ↓ 低	就労している場合（会社勤務、パートタイム、内職、自営業など）	就労時間による
	保護者の疾病または障がいがある場合	申請内容による
	同居または長期入院している親族の常時介護・看護の場合	申請内容による
	就学（職業訓練所等における職業訓練を含む）している場合	就学時間による
	産前産後8週間	保育標準時間
	震災、火災、風水害等での災害復旧に当たっている場合	保育標準時間
	求職活動（起業準備を含む）を行っている場合	保育短時間

※ 個別の内容によっては、保育の必要性の順序は前後する場合があります。

※ 上記の条件で申し込みをされても、次の場合は入所できない場合があります。

- ・申込内容に虚偽があった場合
- ・定員に余裕がない場合

※ 就労状況が変わって 14 日以内に届け出がない場合や届出内容が事実と相違した場合、認定の取消、認定決定の取消または退所になります。

※ 年度途中で世帯状況に変更があった場合（婚姻・離婚・死亡等）は、申し出により変更日の属する月の翌月（変更日が初日の場合は当月）から変更を行います。

※ 申込事由（就労、病気等）、勤務先や就労状況に変更があった場合は、証明書類提出日の属する月の翌月（証明書類提出日が初日の場合は当月）からの変更を行います。

● 教育・保育給付認定について

保育所を利用の際、入所の決定とは別に保護者の就労状況などをもとに、利用のための認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。教育・保育認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、次の表のとおり 1 号認定・2 号認定・3 号認定の 3 つの区分が設けられ、認定された区分に応じて施設などの保育時間・利用先などが決まります。

教育・保育給付認定区分一覧表

認定区分	対象年齢	保育の必要性	保育必要量と保育時間	利用できる施設
1号認定	3歳児以上	なし	教育標準時間 9:00～14:00	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳児以上	あり	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30	保育所 認定こども園
3号認定	0～2歳児	あり	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:30～16:30	保育所 認定こども園

※ 「保育標準時間」とは、両親がフルタイムで就労している場合を想定した利用時間です。

※ 「保育短時間」とは、両親またはいずれかがパートタイムで就労している場合を想定した利用時間です。

※ 各保育所で2号・3号認定の延長保育(18:30～19:00)を実施しています。

※ 保育時間は、別紙2の「保育利用時間について」をご覧ください。

● 保育所一覧

玉城町には次のとおり認可保育所4園(うち1園に認定こども園を併設)があります。

施設名	所在地	電話番号	開園時間	定員	対象年齢
田丸保育所	田丸114-3	58-3077	7:30～18:30	240人	1歳～5歳
外城田保育所	蚊野2216-22	58-3925	7:30～18:30	180人	0歳～5歳
有田保育所	長更444-8	58-4411	7:30～18:30	100人	1歳～5歳
下外城田保育所	山岡1464	58-4932	7:30～18:30	90人	1歳～5歳

※ 認定こども園は下外城田保育所に併設されており、定員は10人です。

※ 0歳児については、生後6カ月を経過している必要があり、外城田保育所でのみ受入れを行います。

※ 詳しい所在地については、玉城町ホームページの「町立保育所・認定こども園」ページにGoogle・マップのリンクがありますので、そちらをご確認ください。

● クラス年齢

令和9年度におけるクラス年齢は下表のとおりです。

クラス年齢	生年月日	
5歳児	R3.4.2～R4.4.1	2021.4.2～2022.4.1
4歳児	R4.4.2～R5.4.1	2022.4.2～2023.4.1
3歳児	R5.4.2～R6.4.1	2023.4.2～2024.4.1
2歳児	R6.4.2～R7.4.1	2024.4.2～2025.4.1
1歳児	R7.4.2～R8.4.1	2025.4.2～2026.4.1
0歳児	R8.4.2～	2026.4.2～

● 入所申し込みについて

令和9年度の入所申し込みは下記のとおり受付けます

【申込期間】

日にち 令和8年10月7日(水)～9日(金)

時 間 午前8時45分～16時30分(ただし12時～13時を除く)

【入所に必要な主な書類等】

- ・利用申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請(兼現況届)兼教育・保育施設等利用申込書)
- ・児童の状況及び確認シート
- ・就労証明書等(保育を必要とする事由により異なります)
- ・記入者全員のマイナンバーカードおよび申請人本人の運転免許証等の本人確認ができるもの



● 申し込み方法

利用申込書に必要事項を記入し、申請事由に応じて下記の書類のいずれかを添付のうえ、各保育所に直接提出してください。

なお、提出時、面接を行いますので、お子さんを同伴のうえお越しください。

※ 0歳児の入所は、すべて外城田保育所で受付けます。

※ 申込多数の場合、ご希望の保育所とならない場合がありますのでご承知おきください。

※ 町立保育所と町外の認定こども園等との重複申し込みはできませんのでご注意ください。

事 由	必要書類
就 労	就労証明書(勤務先の証明を受けてください。新規申し込みで、育児休業明けの方は、育児休業復帰予定日の記載が必要です。) ※自営業の場合は前年度の税申告書の写し等、事業を確認できる書類 ※パートタイムの場合の労働時間は週 20 時間以上若しくは月 64 時間以上であることを確認してください。
出産前後	申立書(出産・介護の場合)と母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
疾病・障がい	申立書(出産・介護の場合)と医師の診断書・意見書または障がい者手帳の写し等
同居親族等の介護・看護	申立書(出産・介護の場合)と医師の診断書・意見書または介護保険証、障がい者手帳の写し等
災害復旧	災害を証明する書類または罹災証明書等
就学・訓練学校	在学証明書または合格通知(就学前の場合に限る)の写し
求職活動	求職中申立書(誓約書)とハローワークの登録証の写し等

※ 利用申込書等は保育所・保健福祉課・地域共生室またはホームページから取得できます。

※ 提出書類に不備がある場合は受付が出来ませんので全ての書類を揃えてお申し込みください。

※ 就労証明書は、父母のそれぞれについて必要です。

※ 求職活動を事由とする場合、入所までに採用決定通知等、就労または就労の予定等が確認できる書類を提出し

てください。提出がない場合には入所の決定を取り消す場合があります。

※ 住民税申告をされていない(未申告)の場合は、保育料を最高階層(ⅠⅠ階層)にて算定しますので、未申告の場合、税務住民課で早急に申告をしてください。(所得がない場合も必ず申告を行ってください。)

● 入所の決定

令和8年10月上旬から入所予定者の入所受付(面接)を行い、令和8年12月下旬～令和9年1月上旬(予定)に申請者に入所可否の決定を通知いたします。

申し込み多数の場合、保育の必要性(就労、ひとり親家庭、障がい、疾病の有無)に加え、希望施設にすでに兄弟姉妹が入所しているなどの状況を総合的に判断し、入所を決定します。

入所決定通知が届かない方については待機の扱いになり、入所のキャンセル等があった場合のみご連絡いたします。連絡が不要な場合はご連絡ください。

● 令和9年度入所申し込みスケジュール (まとめ)

① 利用申込書等の配布: 令和8年8月24日(月)～ ・玉城町役場保健福祉課 …配布時間: 8時45分～16時30分(土曜日、日曜日、祝日は除く) ・保健福祉会館地域共生室…配布時間: 8時45分～16時30分(土曜日、日曜日、祝日は除く) ・各保育所 …配布時間: 8時45分～16時30分(土曜日、日曜日、祝日は除く) ※ 利用申込書は玉城町ホームページからもダウンロードできます。
② 利用申込書等受付(面接)期間: 令和8年10月7日(水)～令和8年10月9日(金) ・各保育所…受付時間: 8時45分～16時30分(ただし12時～13時は除く) ※ <u>面接を行いますのでお子さんとご一緒にお越しください。</u> ※ 申込受付期間を過ぎてから(10月12日以降: 土曜日、日曜日、祝日は除く)も申し込みは可能ですが、期間中に申し込まれた方が優先となります。
③入所審査: 令和8年10月下旬～令和8年12月上旬 ※ 保育が必要であることを確認するために、家庭訪問、職場への電話などで確認させていただく場合があります。
④入所決定: 令和8年12月下旬～令和9年1月上旬(予定) ・入所決定者に、「入所承諾書」をお届けします。 ※ 決定までのお問合せについては、お応えできませんのでご了承ください。
⑤ 入所説明会: 令和9年1月中旬以降 ※ 状況により開催方法・内容は変更になる場合があります。 ・入所決定者を対象に、各保育所で「入所説明会」を実施します。(別途、通知します。)
⑥入所: 令和9年4月以降

※育児休業復帰等により令和9年度途中の入所を希望される方は、今回の受付期間にお申し込みください。

● 年度途中の入所について

年度途中の入所申し込みについては、保育所定員の空き状況に応じて対応いたします。

受付は、入所希望日の 6 カ月前から申込みができ、毎月 20 日締め、翌月 1 日の入所になります。

なお、空き状況等によっては、希望される保育所に入所できない場合、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 最新の保育所受け入れ状況については、各保育所へお問合せください。

※ 申込に必要な書類等は令和 9 年度入所申し込みと同様です。

● 町外保育所・認定こども園等の入所申請について

玉城町に居住する方が里帰り出産や勤務地の都合により他市町村の保育所・認定こども園等への入所を申し込む場合は、下記の点にご注意ください。

※ 利用希望施設のある自治体により申請時の必要書類、受入状況や申込期限が異なりますので、必ずご自身で事前に各自治体の保育担当課へお問合せください

※ 利用の可否決定は、利用希望施設のある自治体が行います。

● 令和 9 年 4 月～令和 9 年 8 月の保育料について

幼児教育・保育の無償化により認可保育所を利用する3歳児クラス（満3歳に到達した日の属する年度の翌年度から）から5歳児クラスの全ての児童および0歳児～2歳児の住民税非課税世帯に係る毎月の保育料は無料となります。

上記以外の0歳児から2歳児までの児童の毎月の保育料については、児童の属する世帯の父母（父母以外が養育している場合はその方）の令和8年度住民税所得割額の合計額（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の適用はありません。）、児童の認定区分、保育必要量、きょうだい区分および町が設定した階層区分により算定します。

詳しくは別紙Ⅰの「保育料について」をご覧ください。

※ 令和 9 年 9 月以降の保育料は令和 9 年度住民税所得割額にて再度算定を実施します。

※ 病気などにより通所ができない場合も月のうち 1 日でも在籍していれば保育料（月額）が発生し、減免等の措置はありませんので予めご承知おきください。

※ 延長保育料および3歳児以上（一部を除く）の保育給食費（副食費）については無償化の対象外となるため有償となります。



● 保育料について (2号、3号認定保護者のみなさま)

町立保育所保育料(特定地域型保育事業－2、3号保育認定保護者)

各月初日の支給認定保護者等の属する世帯の階層区分			月額			
階層区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
1	被保護世帯等		0円	0円	0円	0円
2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3		市町村民税所得割額24,300円未満	12,000円(11時間保育)	0円	6,000円	0円
			11,000円(10時間半保育)			
			10,000円(10時間保育)			
			9,000円(9時間半保育)			
			8,000円(9時間保育)			
			7,000円(8時間半保育)			
4		市町村民税所得割額48,600円未満	17,000円(11時間保育)	0円	11,000円	0円
			16,000円(10時間半保育)			
			15,000円(10時間保育)			
	14,000円(9時間半保育)					
	13,000円(9時間保育)					
		12,000円(8時間半保育)				
5	市町村民税所得割額72,800円未満	22,000円(11時間保育)	0円	16,000円	0円	
		21,000円(10時間半保育)				
		20,000円(10時間保育)				
		19,000円(9時間半保育)				
		18,000円(9時間保育)				
		17,000円(8時間半保育)				
6	市町村民税所得割額97,000円未満	26,000円(11時間保育)	0円	20,000円	0円	
		25,000円(10時間半保育)				
		24,000円(10時間保育)				
		23,000円(9時間半保育)				
		22,000円(9時間保育)				
		21,000円(8時間半保育)				
7	市町村民税所得割額133,000円未満	35,000円(11時間保育)	0円	29,000円	0円	
		34,000円(10時間半保育)				
		33,000円(10時間保育)				
		32,000円(9時間半保育)				
		31,000円(9時間保育)				
		30,000円(8時間半保育)				
8	市町村民税所得割額169,000円未満	44,000円(11時間保育)	0円	38,000円	0円	
		43,000円(10時間半保育)				
		42,000円(10時間保育)				
		41,000円(9時間半保育)				
		40,000円(9時間保育)				
		39,000円(8時間半保育)				

各月初日の支給認定保護者等の属する世帯の階層区分			月額			
階層区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
9	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額 301,000円未満	46,000円(11時間保育) 45,000円(10時間半保育) 44,000円(10時間保育) 43,000円(9時間半保育) 42,000円(9時間保育) 41,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	40,000円	0円
10		市町村民税所得割額 397,000円未満	47,000円(11時間保育) 46,000円(10時間半保育) 45,000円(10時間保育) 44,000円(9時間半保育) 43,000円(9時間保育) 42,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	41,000円	0円
11		市町村民税所得割額 397,000円以上	48,000円(11時間保育) 47,000円(10時間半保育) 46,000円(10時間保育) 45,000円(9時間半保育) 44,000円(9時間保育) 43,000円(8時間半保育)	0円 0円 0円 0円 0円 0円	42,000円	0円
備考 1 この表の「3歳」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。 2 階層区分の認定は、第3階層から第11階層までについては地方税法第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。 3 この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。 4 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所等し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児(以下「保育所等に入所している子ども」という。)が、同一世帯に2人以上いる場合は、保育所等に入所している子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表に定める保育料等の額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)とし、第3番目以降の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。 5 上記4の規定にかかわらず、支給認定保護者等の属する世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合、その保護者と生計を一にする子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表に定める保育料等の額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)とし、第3番目以降の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。また、階層区分2に属する世帯の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、その保護者と生計を一にする子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目以降は0円とする。 6 ひとり親世帯等に属する入所児童のうち、支給認定保護者等の属する世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合、この表の保育料にかかわらず次の表のとおりとする。						

町立保育所保育料(特定地域型保育事業－ 2、 3号保育認定保護者)ひとり親世帯等						
各月初日の支給認定保護者等の属する世帯の階層区分			月額			
階層区分	定義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
1a		被保護世帯等	0円	0円	0円	0円
2a		市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3a	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料等の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの保育料等の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯のうちひとり親世帯等	市町村民税所得割額 24,300円未満	4,500円(11時間保育)	0円	3,300円	0円
4,300円(10時間半保育)			0円			
4,100円(10時間保育)			0円			
3,900円(9時間半保育)			0円			
3,700円(9時間保育)			0円			
3,500円(8時間半保育)			0円			
4a		市町村民税所得割額 48,600円未満	6,000円(11時間保育)	0円	4,800円	0円
5,800円(10時間半保育)			0円			
5,600円(10時間保育)			0円			
5,400円(9時間半保育)			0円			
5,200円(9時間保育)			0円			
5,000円(8時間半保育)			0円			
5a		市町村民税所得割額 72,800円未満	7,500円(11時間保育)	0円	6,000円	0円
7,250円(10時間半保育)			0円			
7,000円(10時間保育)			0円			
6,750円(9時間半保育)			0円			
6,500円(9時間保育)			0円			
6,250円(8時間半保育)			0円			
6a		市町村民税所得割額 77,101円未満	9,000円(11時間保育)	0円	7,500円	0円
8,750円(10時間半保育)			0円			
8,500円(10時間保育)			0円			
8,250円(9時間半保育)			0円			
8,000円(9時間保育)			0円			
7,750円(8時間半保育)			0円			

≪備考≫

1 この表の「3歳」とは、入所児童が入所した日の属する年度の初日における年齢をいう。

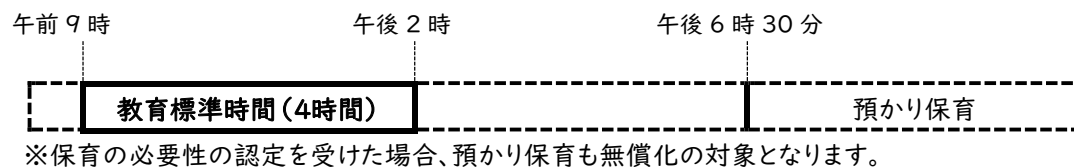
2 階層区分の認定は、第3a階層から第6a階層までについては地方税法第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。

3 この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。

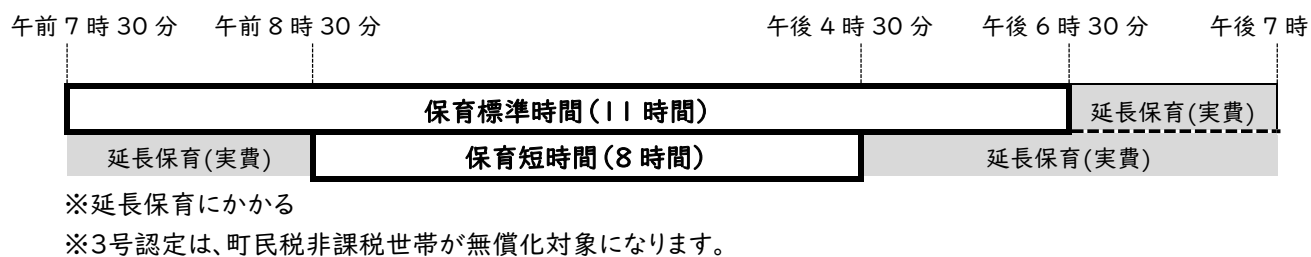
4 支給認定保護者等と生計を一にする子どものうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目以降の2号認定子ども若しくは3号認定子どもに係る保育料等は、この表の規定にかかわらず0円とする。

保育利用時間について

●1号認定の場合



●2号・3号認定の場合



- ・教育標準時間認定(1日あたり教育時間4時間)・・・満3歳以上で保育の必要性のない子ども
- ・保育標準時間認定(1日あたり最長11時間)・・・3歳以上(4月1日現在)で保育の必要性のある子ども
(主にフルタイム就労を想定した利用時間)
- ・保育短時間認定(1日あたり最長8時間)・・・3歳未満(4月1日現在)で保育の必要性のある子ども
(主にパートタイム就労を想定した利用時間)

令和9年度保育所入所 きょうだい同時申し込みフローチャート

きょうだいが同月に入所することを希望しますか？

はい

同じ保育所への入所を希望しますか？

はい

同じ月に同じ保育所への入所
調整希望→②※へチェック

同じ月に別の保育所でも入所調整希望
→①へチェック

いいえ

いいえ

空きを待つ児童は翌月以降の調整で
きょうだいと同じ保育所への
入所を希望しますか？

はい

別の月でも同じ保育所への入
所調整希望→③へチェック

別の月に別の保育所でも入所調整希望
→④へチェック

いいえ

ご確認ください

- ・入所調整はご希望に添えない場合があります。
- ・②は、きょうだい全員が同じ月に同じ保育所への入所調整が見つからない場合、全員が入所しないものとして取扱います。
- ・③、④をチェックする方は、必ず申請書へ「優先的に入所させる児童」の氏名を記入してください。